**第３次ましきっ子読書プラン作成支援業務委託仕様書**

**１　業務名**

第３次ましきっ子読書プラン作成支援業務

**２　業務の目的**

本町の第２次ましきっ子読書プラン（以下「第２次計画」という。）が令和５年度をもって計画期間を終了することから、調整年度となる令和５年度に、来年度を初年度とする第３次ましきっ子読書プラン（以下「第３次計画」という。）を策定する。

そのため、効率的に本業務の策定作業を進めるにあたり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者に作成支援業務を委託するものである。

**３　計画策定にあたっての基本的な考え方等**

計画策定にあたっては、町の上位計画である益城町第６次総合計画第２期計画に基づいた計画を策定する。

**４　履行期間**

契約締結の日の翌日から令和６年３月１５日（金）まで

**５　業務内容**

第３次計画の策定作業を効率的に進めるため、概ね次の業務を行うものとする。

なお、業務内容は、第３次計画の策定に必要と思われる事項を示したものであり、受託者の企画提案又は益城町総合計画審議会等の結果により、内容の変更又は追加を求める場合がある。

**（１）打ち合わせ及び議事録の作成**

受託者は町と適宜打ち合わせを行い、受託者がその都度議事録を作成すること。

**（２）第２次計画実施状況の確認**

本年度に最終年度を迎える第２次計画の実施状況について確認し整理を行う。

**（３）計画準備**

本業務の目的を十分に把握し、合理的かつ能率的な工程別の作業実施計画を立案する。また、本業務の遂行に必要となる事項について、事務局と調整を図り、適切な作業実施計画を策定する。

**（４）町の現況データ整理**

本町の現況を示すデータの収集・整理を行った上で、類似・近隣自治体等との比較を通じ、現況における本町の特徴を分析する。

**（５）町民意向調査及びワークショップの実施**

町民の意向を把握及びアイデアを収集するため、小中学生と保護者・教諭からの意向調査及びワークショップを実施する。

**（６）第３次計画（素案）の策定支援**

前項までの実施業務を踏まえ、第３次計画（素案）の作成支援を行う。なお、その際には、実施した調査等の結果を基本としながら、「町上位計画」との連動性・整合性にも配慮するものとする。

**（７）パブリックコメントの実施支援**

第３次計画（素案）に関して、町が実施するパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。また、パブリックコメントで得られた意見を反映した第３次計画（案）の作成を支援する。

**（８）各種会議の運営支援**

第３次計画策定に係る全３回程度の策定委員会における会議資料の作成、出席及び議事録の作成等運営全般の支援を行う。

**（９）第３次計画（概要版）の作成**

第３次計画の概要を取りまとめた「第３次計画（概要版）」の作成を行う。

**（１０）第３次計画のデザイン及び印刷**

本業務を通じて作成した第３次計画について、町民に「手に取って読んでみたい」と思ってもらえるような冊子デザインを行う。

**（１１）フォローアップ方法の提案**

第３次計画実施状況のフォローアップ方法について、特に、効率性や透明性、分かりやすさ等に長けた方法を提案する。

**６　事業費限度額**

２，７３９，０００ 円（消費税及び地方消費税含む）

**７　成果品**

成果品の納入場所は益城町交流情報センターとする。

（１）町民意向調査報告書　１部

（２）第３次計画　本冊子１部　概要版１部

（３）業務実施報告書　１部

（４）上記（１）から（３）の電子データを収納した電子媒体 １部

**８　その他**

**（１）個人情報保護**

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密をほかに漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

**（２）業務情報保護**

本業務により得られた成果品及び資料、情報等は町の許可なくほかに公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。

**（３）成果品**

本業務による成果品の著作権は益城町に帰属するものとする。なお、成果品納品後に、受託者側の責による不備が発見された場合は、無償で速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

**（４）その他**

本仕様書に定めるもののほか、必要な事項が発生した場合は、その都度協議するものとする。